

## 宇都宮市制130周年記念事業冠付けに関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市制130周年の冠、記念テーマ及び記念ロゴマーク（以下「冠等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 対象事業は、市民や市内を中心に活動する団体・事業所等が、宇都宮市制130周年を記念して実施する事業又は取り扱う製作物（以下「事業等」という。）であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施し、宇都宮市制130周年の周知・啓発に寄与するものとする。

### (冠事業の承認)

第3条 冠等を使用して対象事業を実施しようとする者は、この要綱に定めるところにより市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りでない。

- (1) 市が主催、共催する事業
- (2) 市が構成員となる団体が主催する事業

### (冠等の種類)

第4条 使用する冠は、次のとおりとする。ただし、市制施行130周年を記念して実施する事業の名称に付する冠の表記として適当であると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 宇都宮市制130周年記念
- (2) 宇都宮市制130周年事業
- (3) 宇都宮市制130周年記念事業

2 記念テーマは、次のとおりとする。

共に創り 輝き続ける うつのみや 未来を拓く まちづくり

3 記念ロゴマークは、別図に定めるとおりとする。

### (使用期間)

第5条 冠等の使用期間は、承認を受けた日から当該事業の完了の日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

### (承認手続)

第6条 冠等の使用の承認を受けようとする者は、冠等の使用を開始する日の30日前までに、様式第1号による宇都宮市制130周年記念冠等使用承認申請書を提出し申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該使用の承認又は不承認を決定し、その結果を様式第2号による宇都宮市制13

0周年記念冠等使用承認（不承認）通知書により申請者に通知する。

3 市長は、前項の審査に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、冠等の使用を承認しないものとする。

- (1) 営利目的であるもの（なお、有料販売する製作物等の場合、その価格が冠等の使用前と同額以下であるもの又は類似の既製品と同等の額であるものは除く）
- (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関するもの
- (3) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関するもの
- (4) 法令や公序良俗に反するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのあるもの
- (6) 本市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあるもの
- (7) その他市長が特に不適当であると認めるもの

4 市長は、第2項の承認時に条件を付すことができる。

（遵守事項）

第7条 前条第2項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、冠等を使用するにあたり、下記の各号を遵守しなければならない。なお、冠等についての一切の権利は、本市に帰属するものとする。

- (1) 記念ロゴマークは、別図のデザインを変更して使用しないこと（縦横の比率変更なしの拡大・縮小は可）
- (2) 記念ロゴマークは、オリジナルカラー又はモノクロ、単色で使用すること
- (3) 記念テーマの表記について、書体は不問であり、文字サイズ・色は、使用する製作物等に合わせて調整すること
- (4) 冠等について、商標登録又は意匠登録等著作権に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

（責任・免責等）

第8条 市長は、使用者が要綱に違反して冠等を使用していると認めた場合、又は市の裁量で必要と判断した場合、使用者に対して冠等の使用停止、その他、市長が必要かつ適切と判断する措置を講じができるものとする。

2 市は、事業等に要する経費、発生した損害又は賠償責任及び発生する諸問題について、一切その責任を負わないものとする。

（承認内容の変更・中止）

第9条 使用者が、事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、様式第3号による宇都宮市制130周年記念冠等使用変更（中止）承認申請書により

ただちに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該使用の変更（中止）承認又は不承認を決定し、その結果を様式第4号による宇都宮市制130周年記念冠等使用変更（中止）承認（不承認）通知書により申請者に通知する。

（承認の取消し）

第10条 市長は、冠事業等の承認をした事業が、第6条第3項各号に掲げる要件に該当した場合又は適当でないと認める場合は、承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、様式第5号による宇都宮市制130周年記念冠等使用承認取消通知書をもって通知するものとする

3 第1項の規定による承認の取消しにより主催者に損害が生じた場合であっても、市はその損害を賠償する責めを負わない。

（支援内容）

第11条 使用者には、次の支援を行う。ただし、使用者の希望に沿えないことがある。

- (1) 本市広報媒体（広報うつのみや、ホームページ等）への掲載
- (2) 市制130周年記念のぼり旗の貸出（ポールは含ない。）
- (3) 市制130周年記念グッズの提供

2 使用者は、第2号の物品を滅失し、破損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（完了報告）

第12条 使用者は、冠事業等の承認を受けた事業が完了したときは、事業完了後30日以内に、必要な情報を様式第6号による宇都宮市制130周年記念冠等使用事業完了報告書に記入して市長に提出しなければならない。

（使用料）

第13条 冠等の使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第14条 冠等を使用した事業又は製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、冠等の使用に関し、必要な事項は、別に定める。

制定文（令和8年2月1日告示第 号）  
令和8年2月1日から適用する。

別図 記念ロゴマーク

